

2 造酒屋敷跡調査の総括について

1) これまでの調査の概要について

- ・平成20年度から平成30年度までに6回の調査を行った。
- ・主な遺構として、建物跡やカマド跡、井戸跡があり、その他に、酒造りと関係する可能性がある土坑や石敷き遺構、溝跡などがある。

主な遺構

建物跡：1号建物跡、2号建物跡、3号建物跡

酒造関連遺構：KS-768・KS-917（カマド跡）、KS-740・KS-746・KS-799（井戸跡）

土坑：KS-875・KS-894・KS-936・KS-1055・KS-1078

石敷き遺構：KS-741・KS-994(KS-1054)・KS-1053(KS-1086)・KS-1087

溝跡（側壁を持つ溝）：KS-772・KS-782・KS-792・KS-878・KS-879、KS-1041・KS-1042

その他：KS-687・KS-1004・KS-1116・KS-1137（敷地境関係）、KS-1044（溝跡）、KS-985（炉跡）、KS-1039・KS-1083（木枠）、KS-604（水利遺構）、KS-1075・KS-1108（岩盤を掘り込む遺構と溝）、KS-705（木樋）

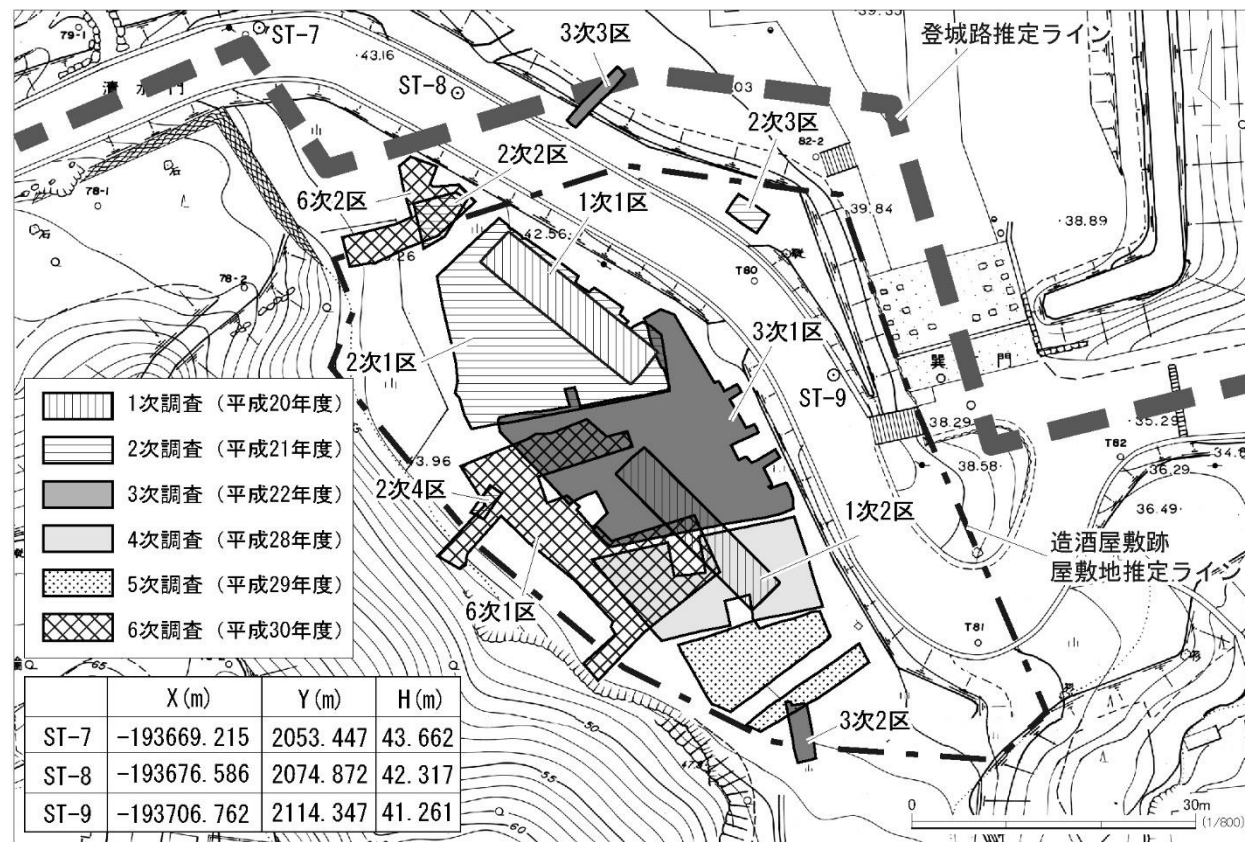
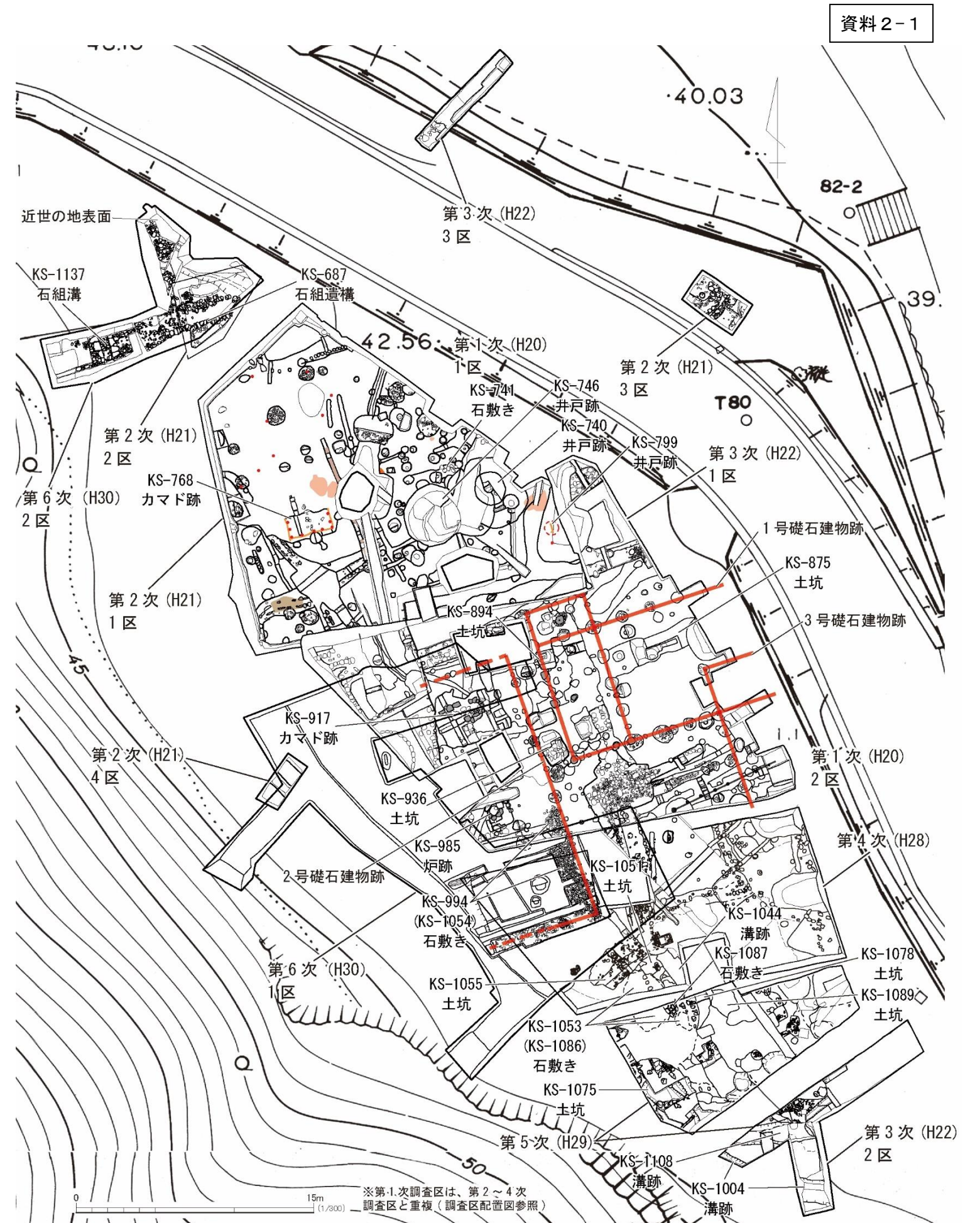


図1 造酒屋敷跡調査区配置図



※第1次調査区は、第2～4次調査区と重複（調査区配置図参照）

2) 酒造遺構について

1) 酒造り工程

①精米（白屋）→②洗米（洗場）→③蒸米（釜場）→④麴仕込（室）→⑤酛仕込（大蔵）→⑥醪仕込（大蔵）→⑦搾り（搾り場[大蔵内]）→⑧澱・火入れ（釜場または大蔵内）

※大蔵は、酒蔵の建物群の中で最も大きな建物で、土蔵造りの総二階の構造が多い。大蔵は内部に広い空間を設けるために柱間を広く取る。伊丹郷町の大蔵の基礎は、礎石の下部に大型の石を何段にも積み上げ、重厚な基礎をもつ特徴がある。

①精米

・「白屋」で行われ、伊丹の場合は足踏みの唐臼を使用する。米蔵に隣接して設ける例が多い。

②洗米

・洗米や道具類の洗浄を「洗場」で行う。洗場は、水捌けをよくするため、床に長形状の石が敷かれる。洗米は桶で行われ、水きり、洗浄を繰り返した米は、洗い終わった後、一日水に浸す。

③蒸米

・「釜屋（場）」で行う。洗場に隣接した所に設けられる場合もある。米は甑で蒸す。米を蒸すためのカマドは半地下式に設けられ、カマドに付随する作業場も半地下式に設けられる。

④麴仕込

・蒸上がった米を甑から取り出し、筵の上に広げる。ある程度冷めたら麴「室」で蒸米と麴を混ぜて発酵させる。伊丹の麴室は地上式であるが、地下式の麴室もある。
・一般的に麴室は酒蔵の一階にあって、板壁で囲われ、その内部には糶がらなど保温材が詰められている。また、雑菌による汚染がないよう、清潔であると共に、換気にも留意しなければならない。

⑤酛仕込

・「大蔵」で作業され、酒の酛を造る工程である。麴・水・掛米（精米して蒸したもの）を半切に仕込み、かき混ぜて酛を作る。酛仕込が終わったら、『日本山海名産図会』では二階へ運んでいる。

⑥醪仕込

・引き続き「大蔵」で作業し、十分に繁殖させた醪に、初添え・仲添え・留添えと呼ばれる三段仕込と呼ばれる方法で、麴・水・蒸米を大樽に入れて発酵させる。

⑦搾り

・醪を搾袋に入れて、酒槽（さけぶね）と呼ばれる搾り機で搾る。「搾り場」は大蔵内に設けられる。
・『日本山海図会』を見ると、長形状の木枠が描かれるのが酒槽で、その左側の柱が男柱（おとこばしら）で、そこに撥棒を差し込み、その先端に石をぶら下げて、テコの原理を利用して槽に圧力を送り、酒槽下に設けた垂壺に搾った酒が流れ落ちるといった仕組みである。

⑧澱・火入れ

・搾った酒は、澱が発生しやすく、それを取り除く。その後、大蔵や「澄し蔵」に保管された後に、酒の雑菌・腐敗を避けるため火入れをする。それにより長期保存が可能となる。火入れは釜場で行うが、大蔵近くもしくは大蔵内にカマドを設ける例もある。

以上のような作業工程に沿って建物が隣接し、それらを経て酒が造られる。

※発掘調査では、釜場・搾り場の遺構が多く検出されている。

2) 酒造関連遺構の類例（兵庫県伊丹郷町遺跡）

カマド：半地下式の構造で、円形の燃焼部と付随する作業場で構成される。基本は燃焼部が連なる連基型であるが、まれに単基型もある。

搾り場：男柱（横長の土坑）と垂壺（円形の土坑）で構成される。横長（長楕円形）の土坑中央部分の一段深くなる場所が男柱の掘り方で、ほぼ方形になる。横長の掘り方は、男柱を支える横木が埋設される穴である。男柱の掘り方に隣接して、垂壺を埋設するための円形の土坑（垂壺の掘り方）が付随する。垂壺が1基のものや2基のものがあり、この2種類を基本とする。

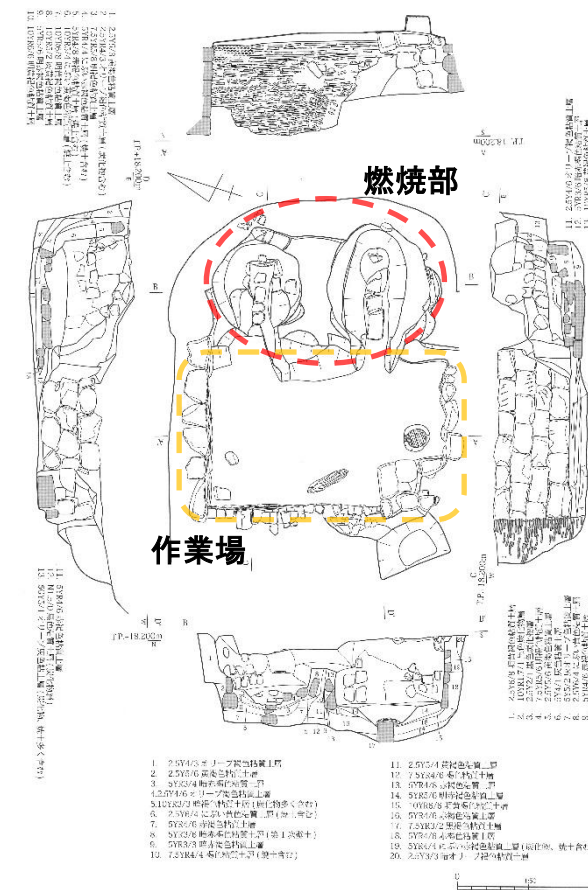
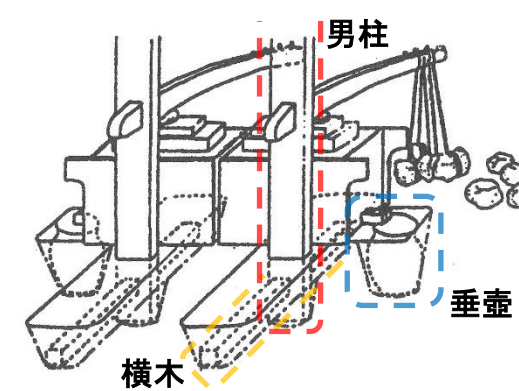


図17 第199次調査B-18区 04遺1

18世紀末期～19世紀前期

図3 伊丹郷町遺跡検出のカマド跡



1. 一槽さし連基型

小長谷正治・川口宏海 1996「伊丹郷町の酒造業」『関西近世考古学研究会』IV より転載

図5 酒搾り遺構復元図

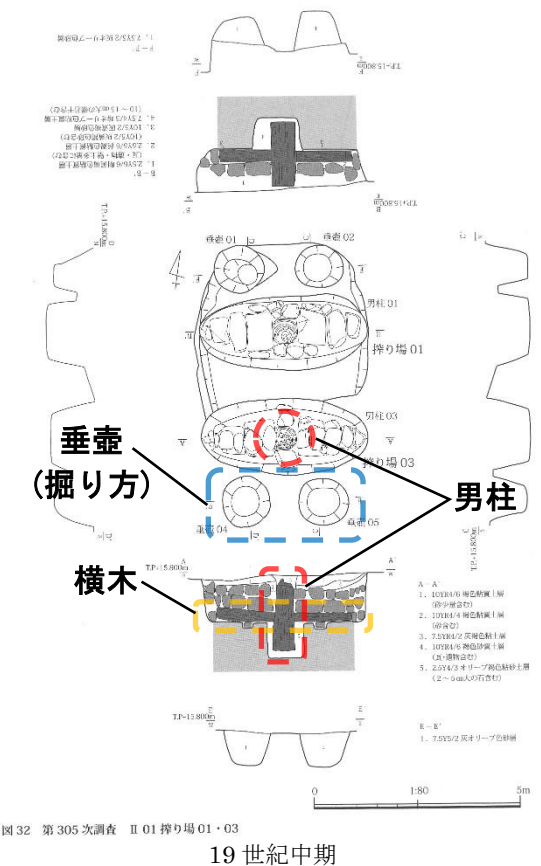
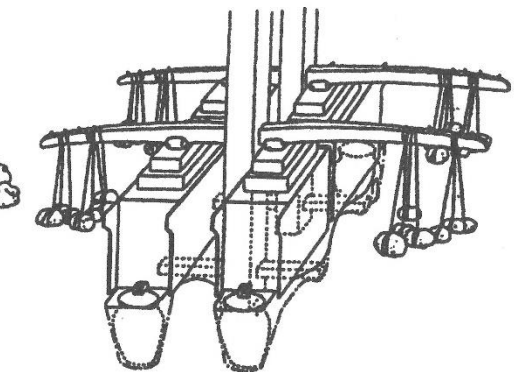


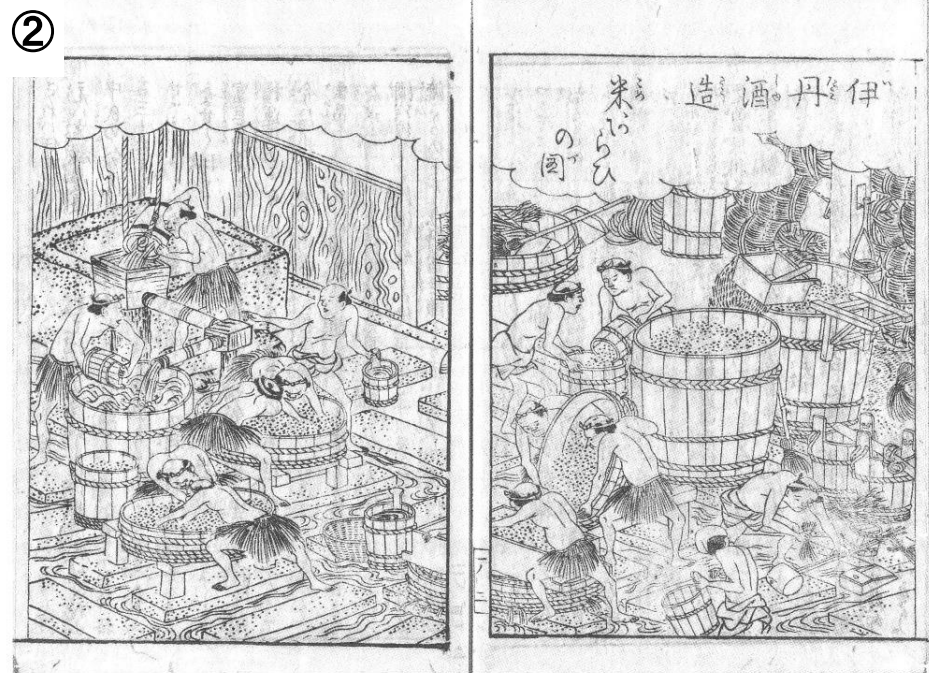
図32 第305次調査 II 01搾り場01・03

19世紀中期

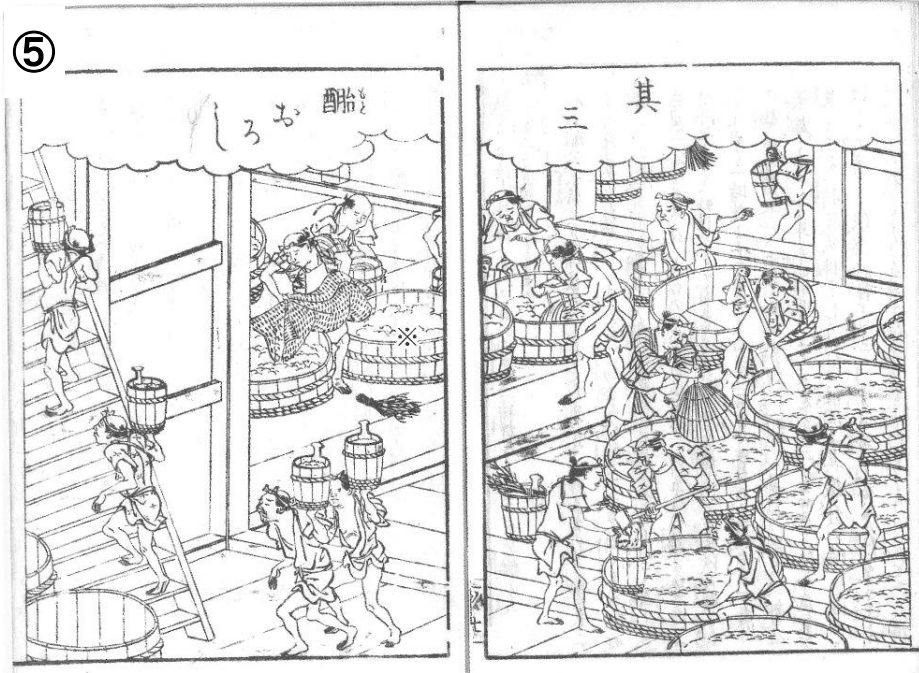
図4 伊丹郷町遺跡検出の搾り場遺構



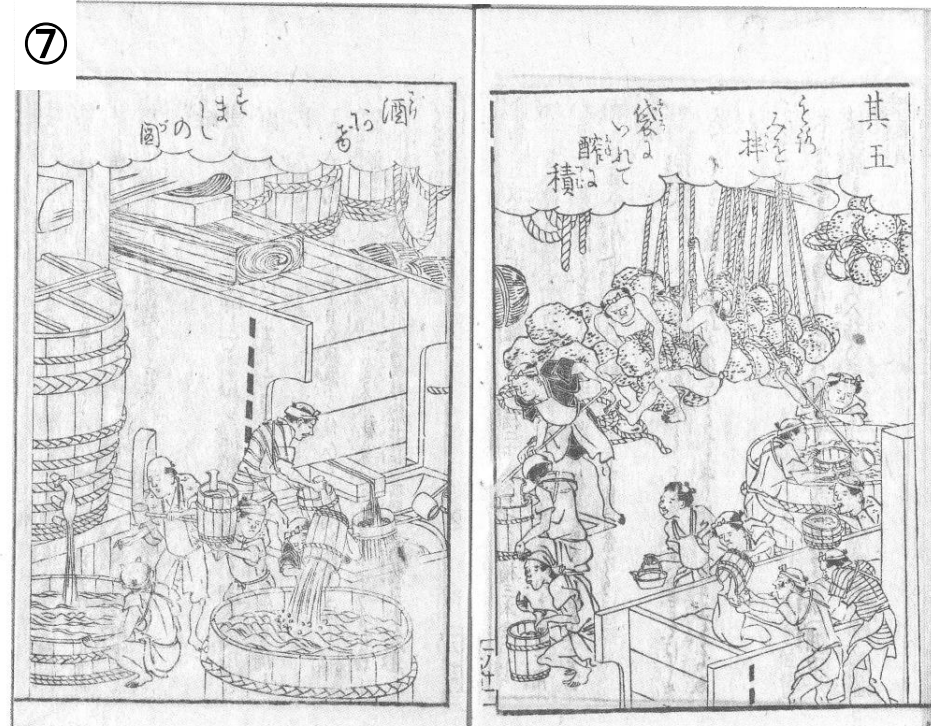
2. 二槽さし連基型



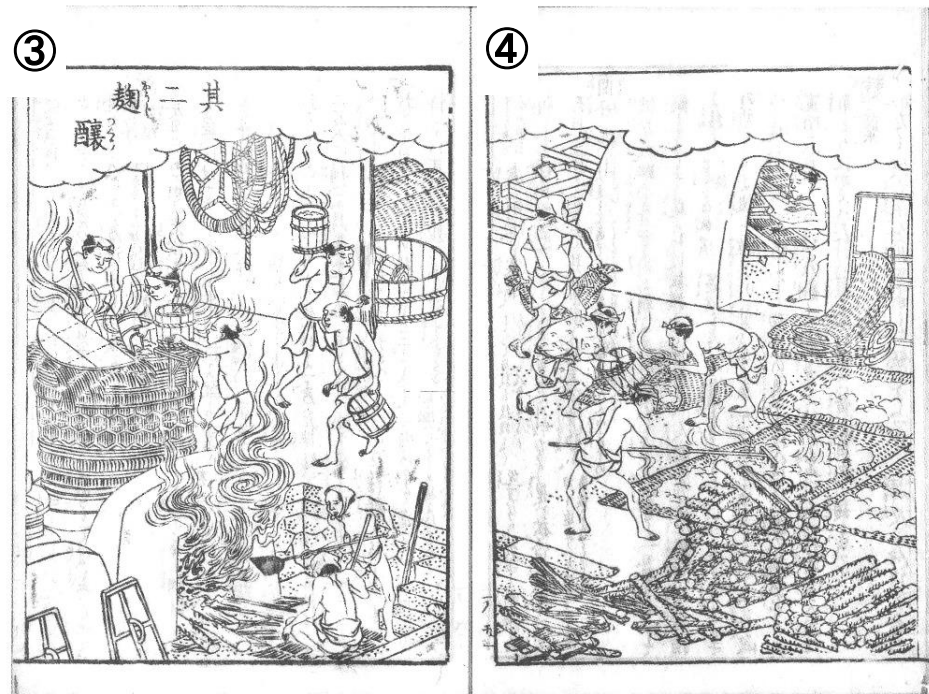
「米洗いの図」『日本山海名産図会』国立国会図書館デジタルコレクションより転載



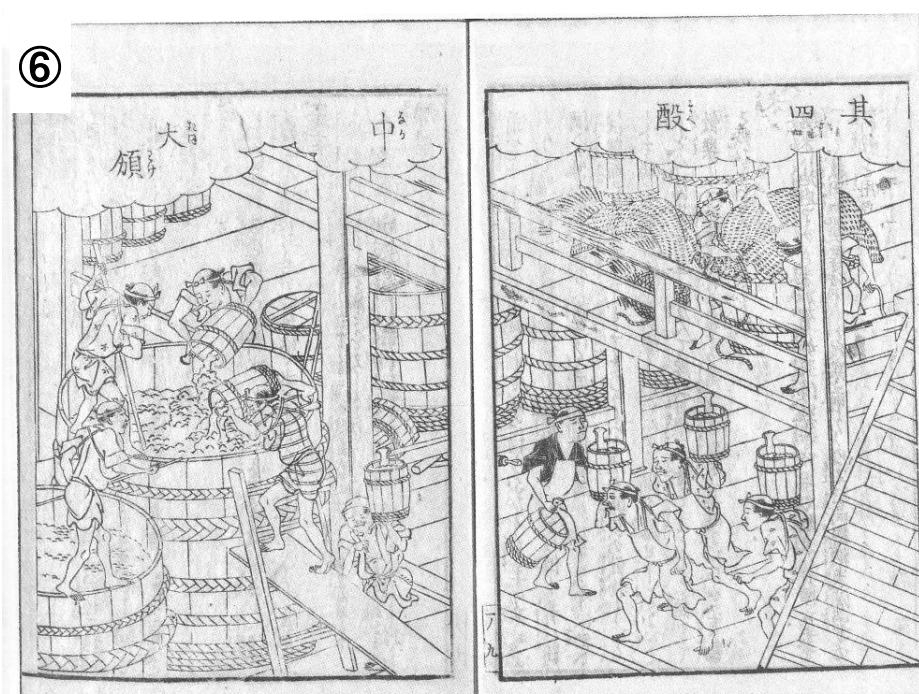
「其三 舐おろし」『日本山海名産図会』国立国会図書館デジタルコレクションより転載 一部加筆



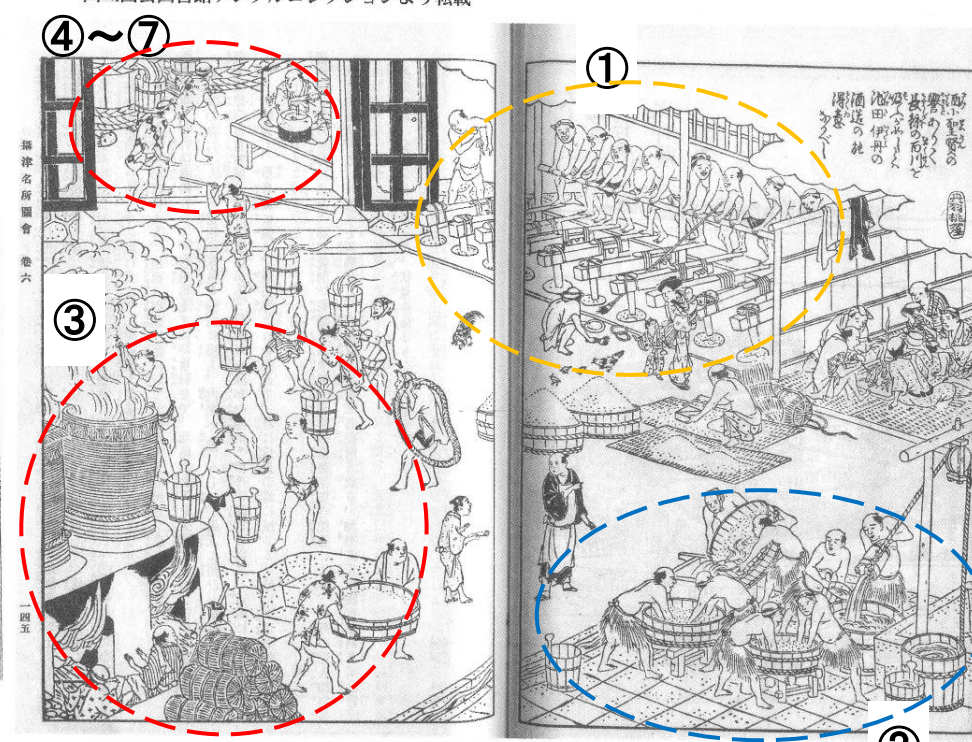
「其五 もろみを搾 袋にいれて醪に積 酒あけ すましの図」『日本山海名産図会』国立国会図書館デジタルコレクションより転載



「其二 麴釀」『日本山海名産図会』国立国会図書館デジタルコレクションより転載



「其四 酸中 大頰」『日本山海名産図会』国立国会図書館デジタルコレクションより転載



「摂津名所図会 卷六 伊丹の酒造」『摂津名所図会 下巻』より転載

図6 近世伊丹の酒造工程

※造酒屋敷跡で検出された酒造関連遺構は、伊丹郷町遺跡で検出されている酒造関連遺構と類似する。記録によると、榎森は酒造法を検分するため南都に赴いており（享保17年[1732]、安永4年[1775]）、その際に上方の酒造法がもたらされたと考えられる。また、安政4年(1857)には、榎森家に入門した門弟に南都、伊丹の酒造法を指導しており、榎森が上方の酒造法を習得していたと考えられる。

3 造酒屋敷跡検出の酒造関連遺構

カマド（釜場）

- ・KS-768 と KS-917 が蒸米を行う釜場の遺構と考えられる。いずれも燃焼部と作業場で構成され、伊丹郷町遺跡のカマドと類似するが、確実な燃焼部はどちらも1基しか検出されていない。KS-768 は上部が大きく削平され、KS-917 では攪乱を受けているため、本来は2基の燃焼部を持つカマドの可能性もある。
- ・年代は、出土遺物から、KS-768 が19世紀前半以降、KS-917 が18世紀後半以降である。また、どちらも灰の掻き出し溝の底面に石が敷かれており、伊丹郷町遺跡の例からは18世紀後半以降と考えられる。

搾り場

- ・可能性がある遺構として、KS-894、KS-1055がある。KS-894 では底面で検出された角材が男柱の可能性はある。KS-1055 では中央付近で検出された角材状の木材が横木の可能性がある。垂壺の痕跡は、KS-894 は不明確である。KS-1055 では隣接してKS-1051が検出されているが、掘削が行われていないため、抜き取り痕と断定することはできない。

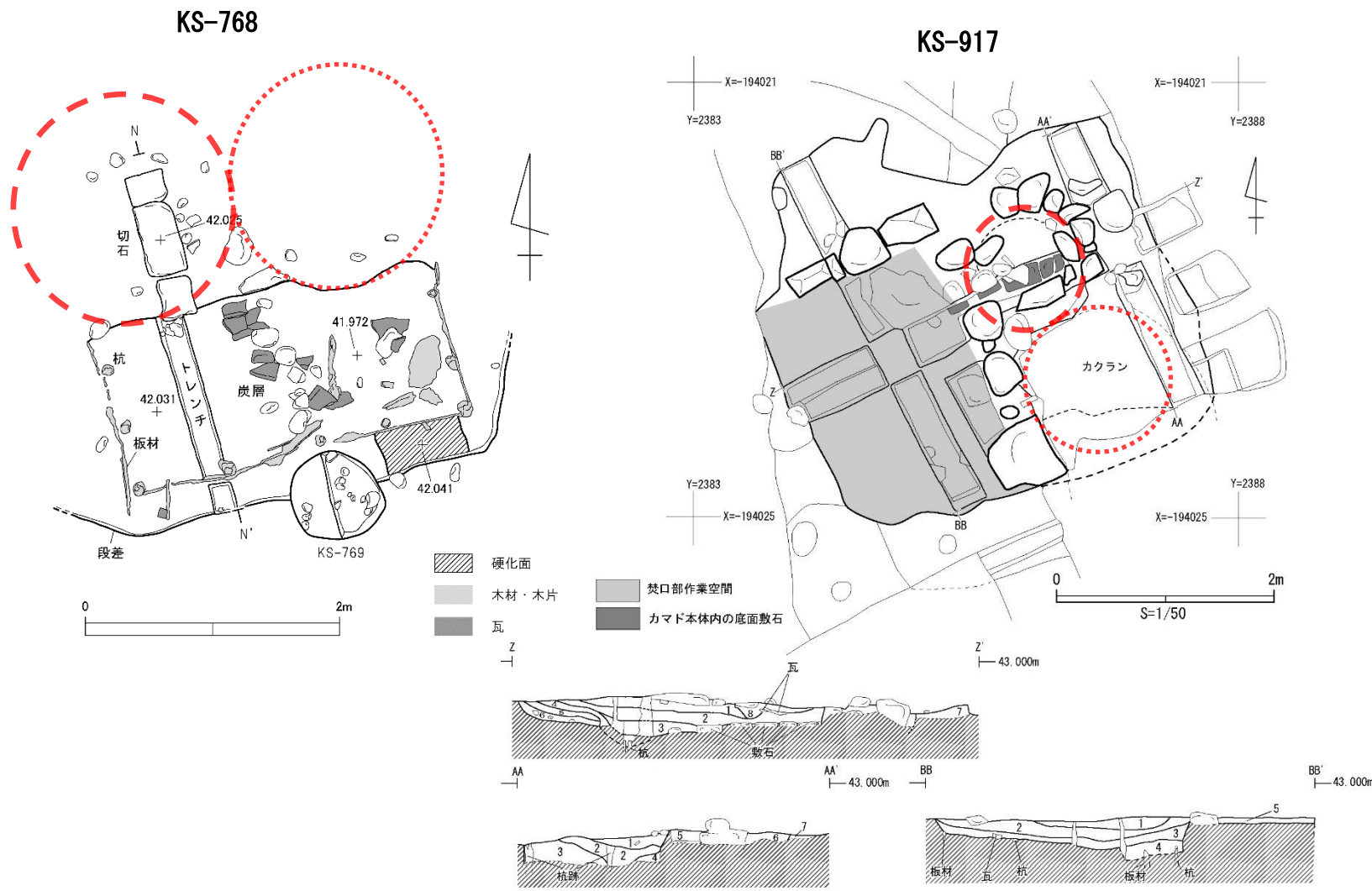


図7 造酒屋敷跡検出のカマド跡 (KS-768・KS-917)

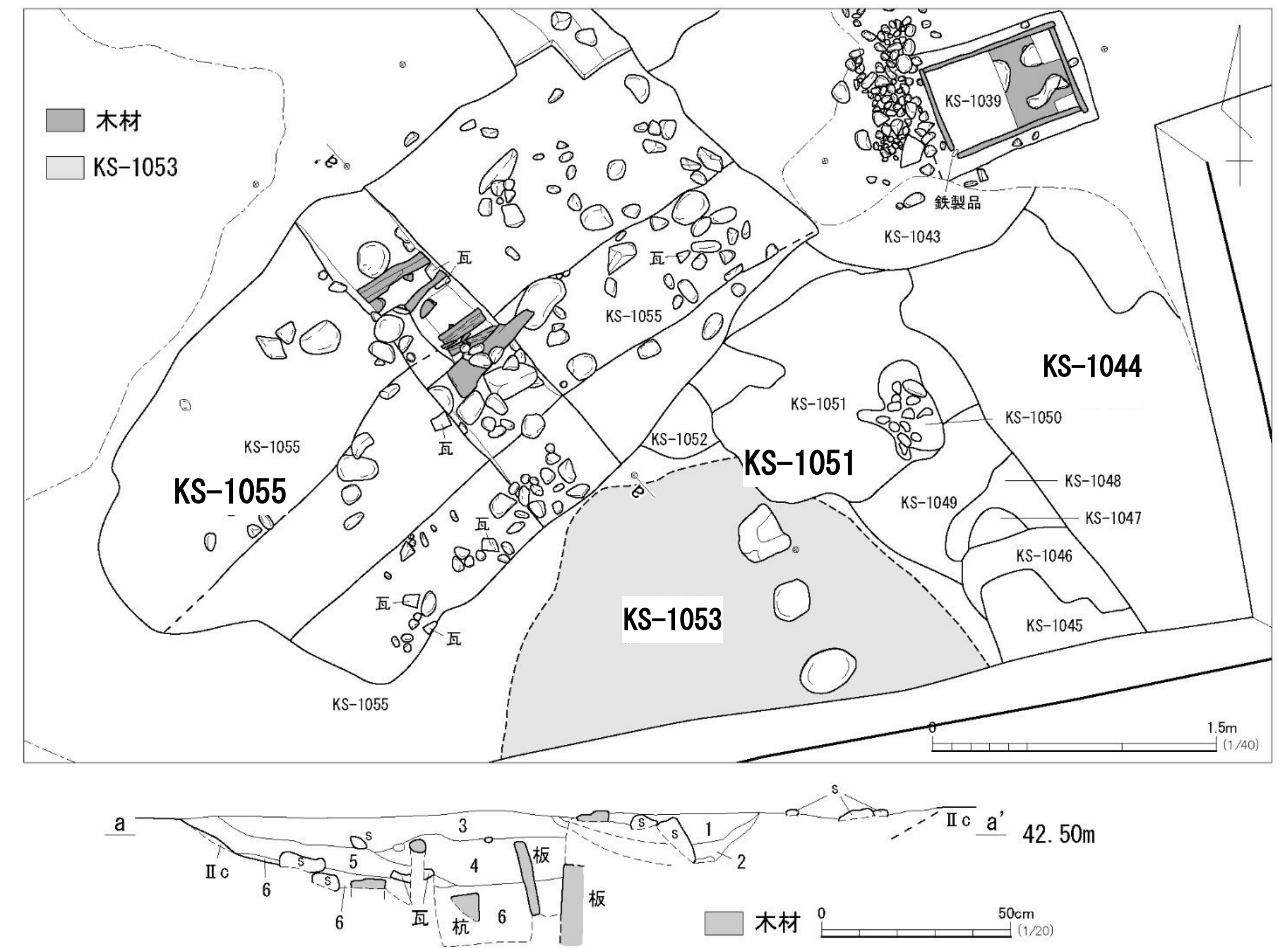
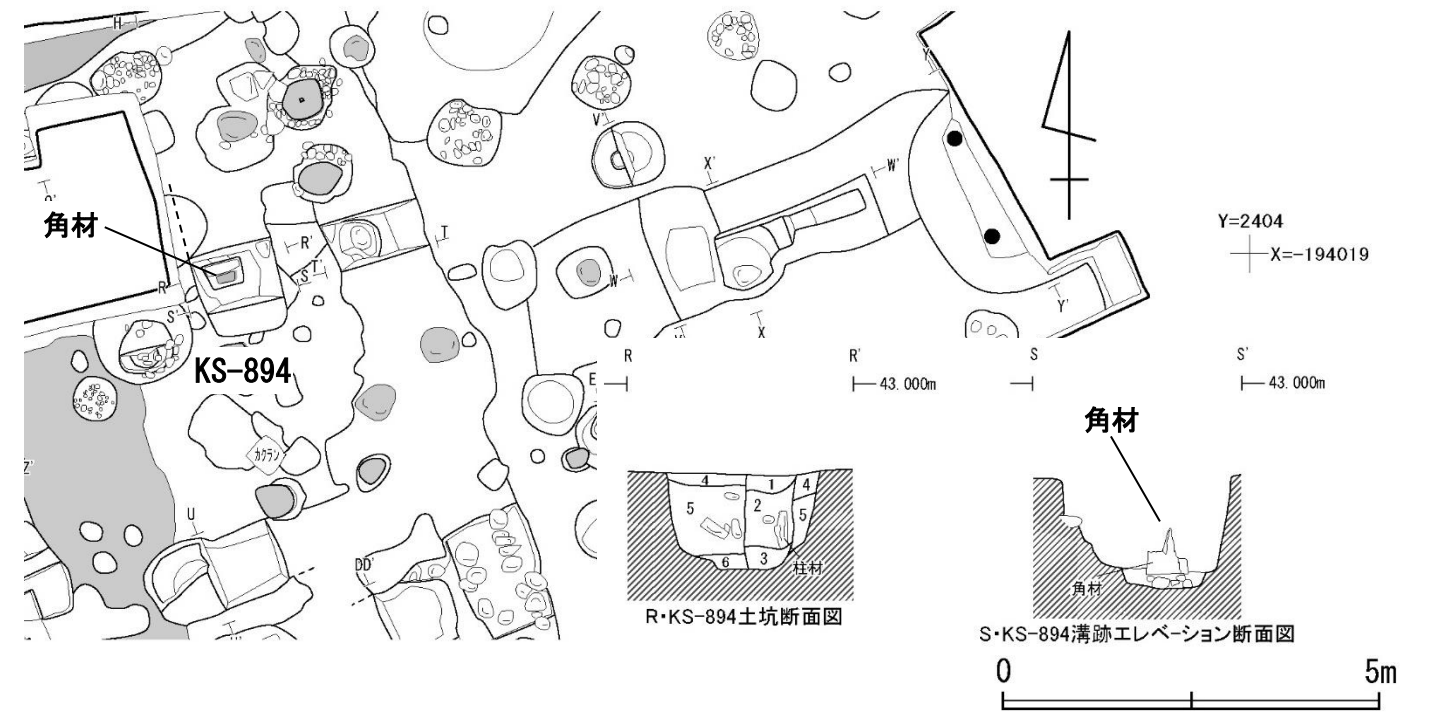


図8 造酒屋敷跡検出の絞り場と考えられる遺構

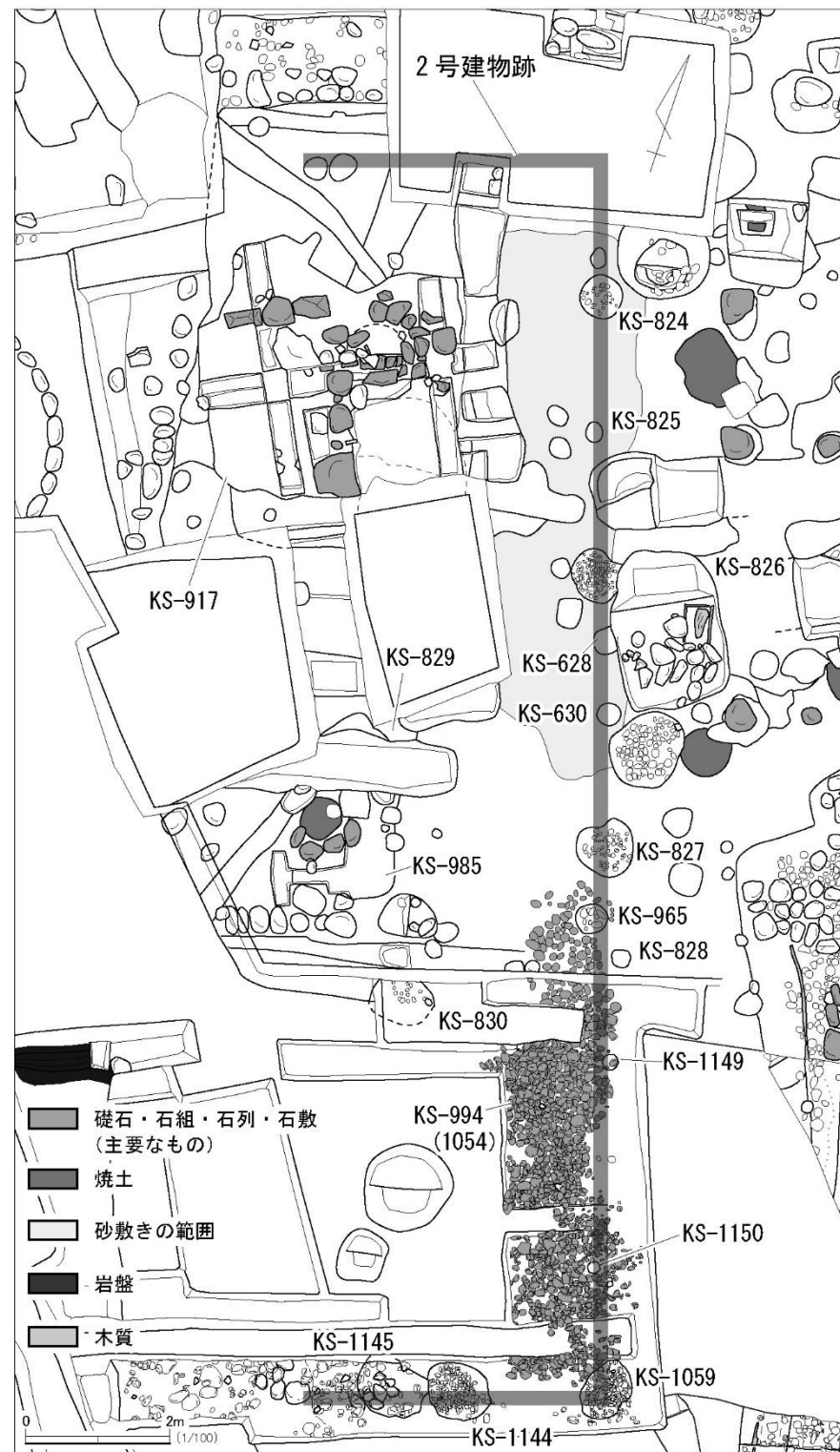


図9 造酒屋敷跡2号建物跡平面図

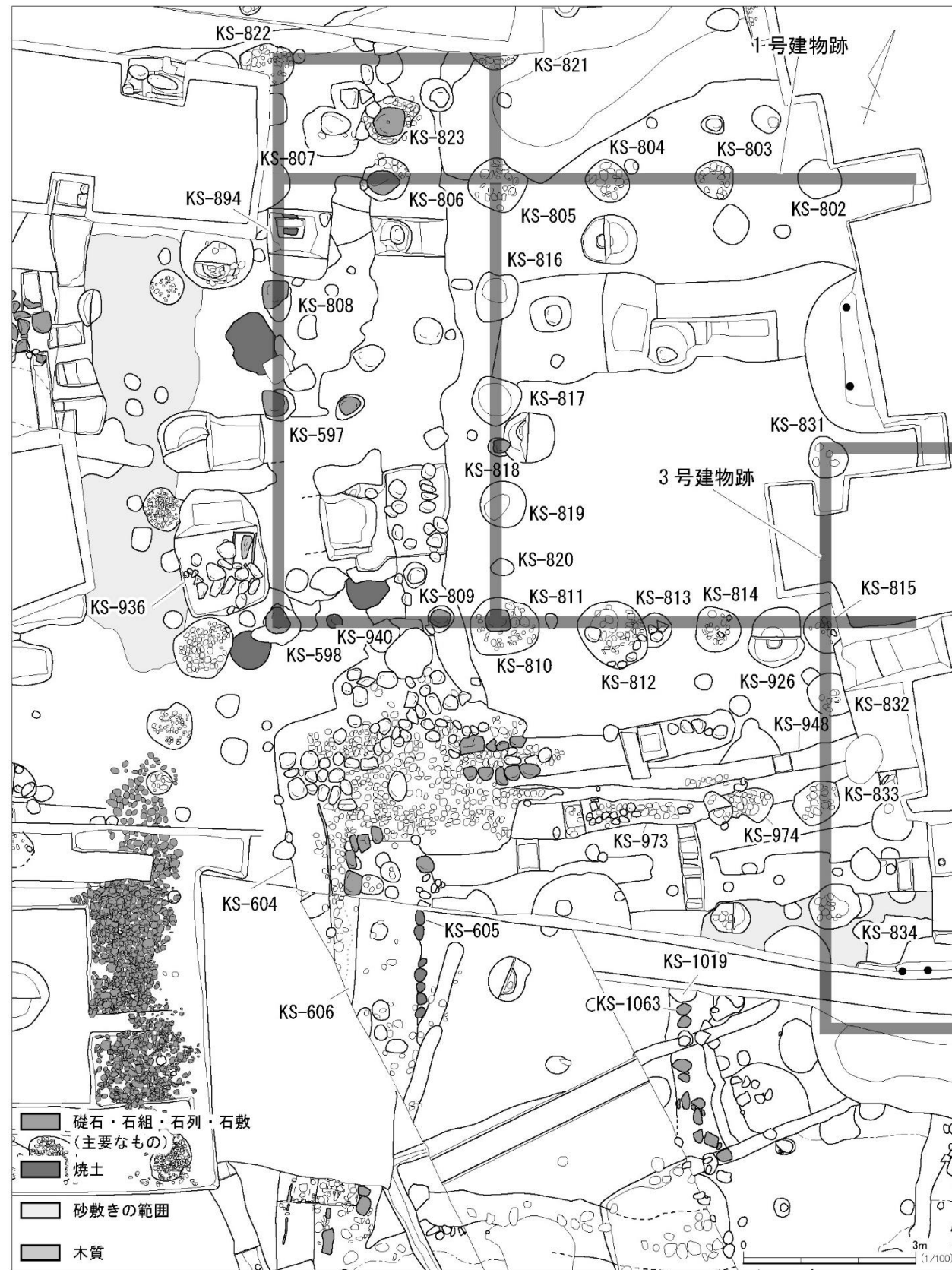


図10 造酒屋敷跡1号建物跡と3号建物跡平面図

3) 出土遺物について

1) 出土陶磁器の概要

・陶磁器の産地には、出土量の多寡はあるものの、海外（中国）も含めて、日本各地の製品が出土した。

陶器：肥前（佐賀県）、備前（岡山県）、丹波（兵庫県）、京（京都府）、信楽（滋賀県）、瀬戸美濃（愛知県・岐阜県）、常滑（愛知県）、志戸呂（静岡県）、岸（福島県）、相馬（福島県）、堤（宮城県）、外国（中国）

磁器：肥前（佐賀県・長崎県）、瀬戸美濃（愛知県・岐阜県）、切込（宮城県）、外国（中国）

- ・出土陶磁器の器種には、食膳具（碗、皿、蓋、小坏、鉢、土瓶、徳利、瓶類）、貯蔵具（甕、大甕、小壺、豆甕）、調理具（すり鉢、鍋）、その他（灯明皿、燭台、器台、紅皿、仏飯器、茶入れ、灰落とし、花生、香炉、天目茶碗）があり、磁器に比べて陶器のほうが豊富な器種が出土した。
- ・碗や皿などの食膳具以外に、茶道具や化粧道具、仏具があり、造酒屋敷跡は、酒造りのための作業場だけではなく、榎森氏の日常生活の場でもあったことが想定される。
- ・特徴的な器種としては大甕があり、酒造りに関わる遺物と考えられる。その他に、小坏や豆甕があり、二の丸の北方武家屋敷などと比べても出土数が多い。

陶器：食膳具（碗、皿、小坏、鉢、土瓶、徳利）、貯蔵具（甕、大甕、小壺、豆甕）、調理具（すり鉢、鍋）、その他（灯明皿、燭台、器台、紅皿、仏飯器、茶入れ、灰落とし、花生、香炉、天目茶碗）

磁器：食膳具（碗、皿、蓋、小坏、土瓶、徳利、瓶類、散蓮華）、その他（紅皿）

2) 出土陶磁器の特徴

- ・16世紀末葉から19世紀中葉まで、各時期の陶磁器が見られる。
- ・おおまかな傾向として17世紀後半以降の陶磁器が多い。陶器、磁器ともに17世紀後半以降のものが豊富にあり、磁器では17世紀前半代のものが少なく、陶器では比較的多く出土した。
- ・相対的に17世紀前半代の陶磁器が少ない理由として、漆器などの木製品が食膳具として利用されていた可能性が考えられる。また、この時期の陶磁器の多くが皿類であり、この点も二の丸跡の調査成果と類似する。
- ・出土場所の特徴は、屋敷地中央付近で磁器が各時期まんべんなくみられるが、屋敷地南側付近では17世紀代から18世紀前葉のものが多く、屋敷地北側付近では18世紀以降のものが多く。
- ・陶器では、おおむね磁器と同様の傾向がみられるが、屋敷地北側付近で出土した陶器に17世紀前半代のものが比較的多い。
- ・陶磁器は、16世紀後半のものが最も古く、16世紀末～17世紀前半のものが一定数ある。そのため、少なくとも17世紀前半頃には何らかの活動があったとみられ、築城期から利用されていた可能性が考えられる。
- ・造酒屋敷跡で酒造りが行われなくなるのが、明治9年（1876）以降であり、それまでは継続して酒造りが行われ、また、榎森の生活の場でもあったことが出土陶磁器からうかがえる。

3) 酒造関連遺物について

- ・造酒屋敷跡で出土した酒造りに関連する遺物に、陶器では備前産大甕、木製品では桶や樽などがある。
- ・出土陶磁器の中で注目されるのが、備前産の陶器である。接合後の破片数としては34点あり、その多くは大甕や甕の破片である。個体数としては、少なくとも大甕が2個体分以上、甕が1個体分以上ある。その他に徳利の破片が1点出土した。
- ・備前産陶器は、2次調査で19点（1区18点、2区1点）、3次調査で12点（1区11点、3区1点）、5次調

- 査で1点、6次調査で2点（1区2点）が出土した。造酒屋敷跡の北側で多く出土する傾向が見られる。
- ・備前産陶器の年代は、破片資料が多く明確ではないが、大甕の口縁部形態が16世紀後葉～17世紀前葉のものと類似する。また、甕については17世紀代、徳利は17世紀末～18世紀初頭と考えられる。
- ・城内出土の備前産陶器は、隣接する三の丸（東丸）跡でも出土したが、破片数にして4点で、器種も水指、徳利、すり鉢と、造酒屋敷跡とは様相が異なる。また、二の丸跡や北方武家屋敷地区では、備前産の陶器（瓶類が出土）はほとんど出土していない。追廻地区では6点出土したが、器種は盤、瓶類で、仙名城跡で大甕が出土するのは造酒屋敷跡だけである。そのため、備前産大甕が造酒屋敷跡の性格と関係すると考えられる。
- ・備前産大甕の年代が17世紀前半代とすると、造酒屋敷跡で酒造りが開始された年代については、榎森が政宗に召し抱えられた慶長13年（1608）頃から開始された可能性が考えられる。
- ・酒造りに関わる木製品はKS-746井戸跡から出土した。
- ・桶や樽と考えられる木製品には、側板や把手、蓋板、底板、タガ材、クサビ、栓がある。
- ・厚さ3cm以上ある側板や、直径が2.15mと推定される蓋板もあり、酒造用の桶の部材と想定される。
- ・出土した栓の中には、柿渋が塗られたものもあり、また、桶の側板にも柿渋を塗った可能性があるものが存在する。以前、仙台市青葉区八幡町に所在した天賞酒造（現、まるや天賞。平成17、18年に柴田郡川崎町に移転。）の例によると、酒造用の桶に雑菌やカビの付着を防ぐ目的で塗られるようであり、造酒屋敷跡で出土した柿渋を塗った木製品も同様の効果を得るために塗られた可能性が考えられる。

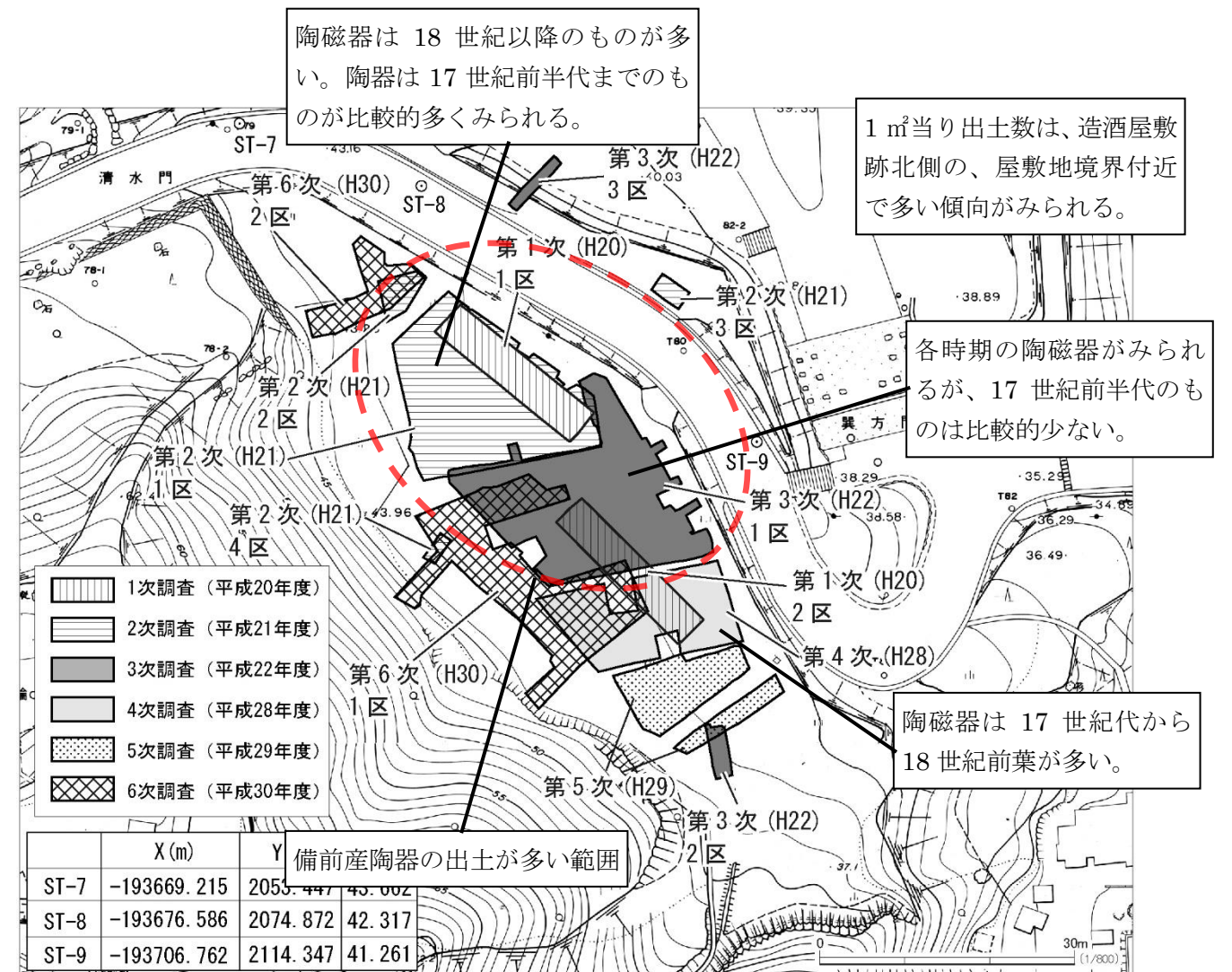


図 11 造酒屋敷跡遺物出土状況の概要

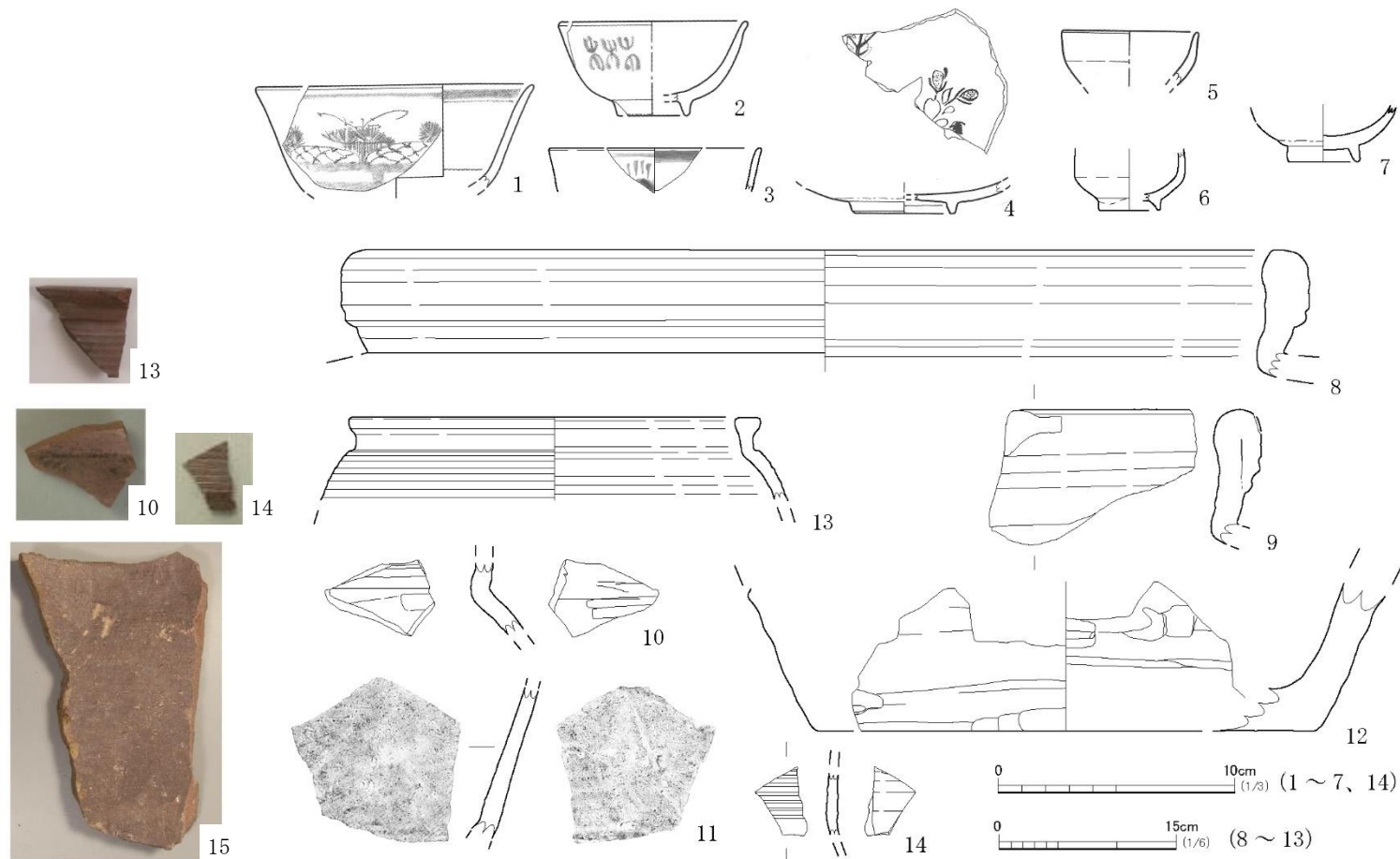


図12 造酒屋敷跡出土陶磁器

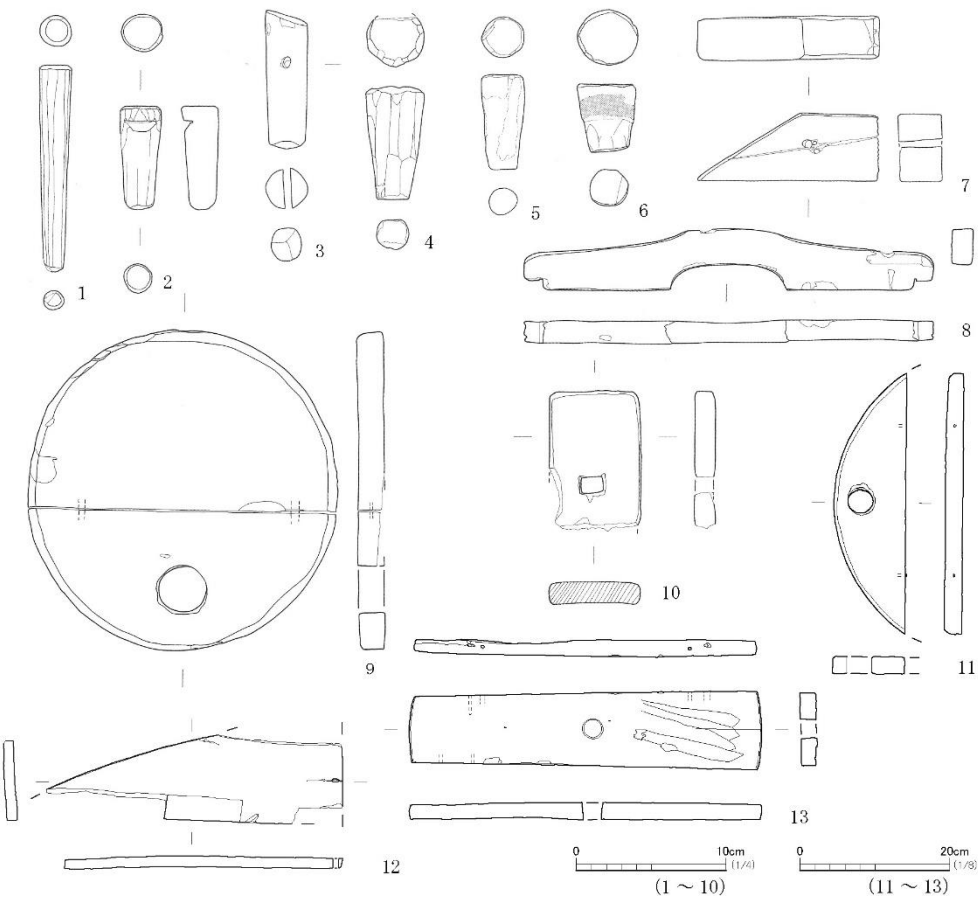
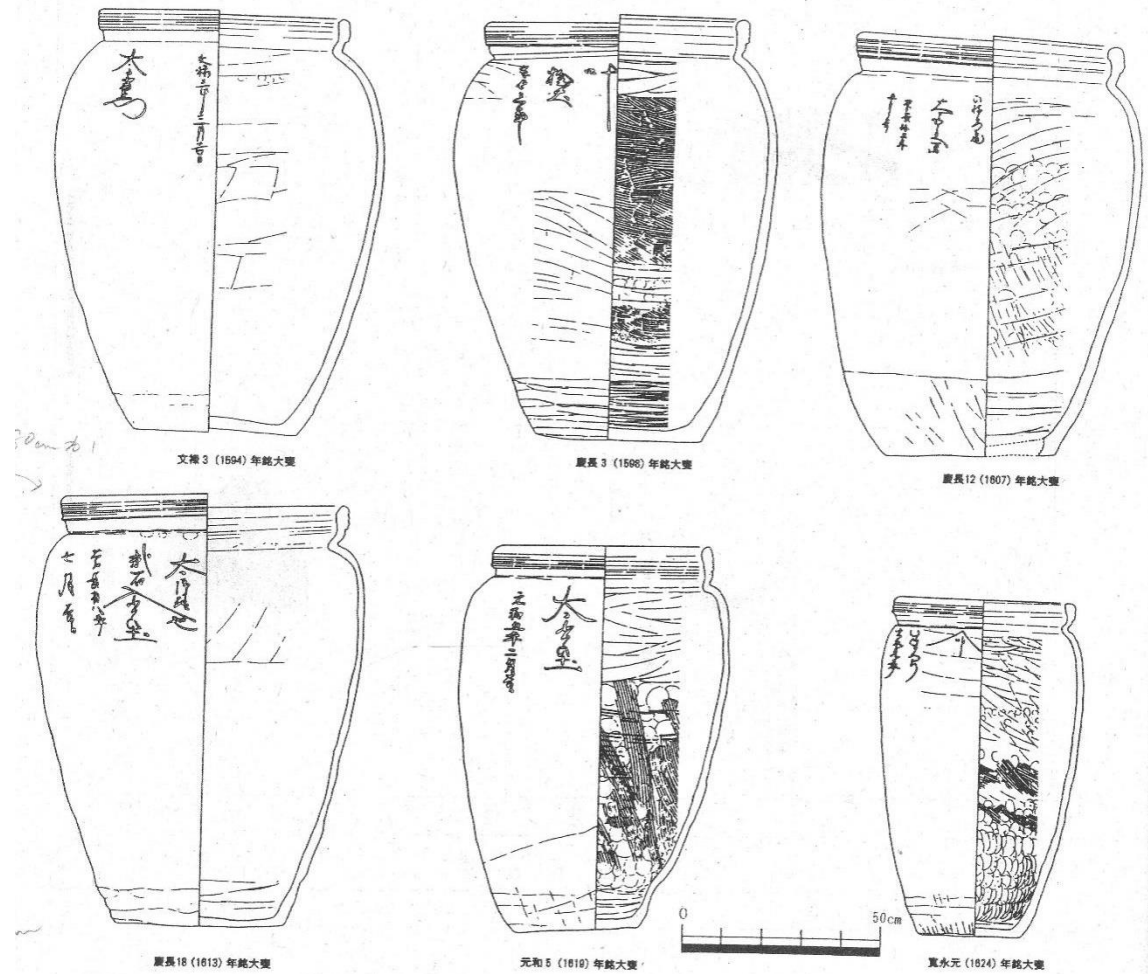


図13 造酒屋敷跡出土木製品



乗岡 実 2001「備前焼大甕編年レクチャー資料」『関西近世考古学研究会』IX より転載

図14 備前産大甕紀年銘資料

表1 仙台城造酒屋敷跡 建物跡年代決定および酒造関連遺物一覧

図中番号	登録番号	種別	種類	遺構・層位	生産地	器種	製作年代	口径(mm)	底径(mm)	器高(mm)	釉薬・文様等	備考	写真図版
1	J-169	磁器	染付	KS-768埋土	瀬戸美濃	端反碗	19c前	(118)	-	-	垣根 草文		
2	J-164	磁器	染付	KS-768埋土	瀬戸美濃	端反碗	19c前	(80)	(30)	(40)	源氏香文	薄い口錆(口紅)あり	
3		磁器	染付	KS-822埋土	瀬戸美濃	端反碗	19c前	(90)	-	(19)		今回実測	
4	I-246	陶器		KS-824埋土	京信楽	皿	18c	-	(44)	-	色絵金彩草花文		
5	I-243	陶器		KS-917埋土	大塚相馬	小坏	18c後~19c前	(58)	-	-	白濁釉		
6	I-346	陶器		KS-1144掘方	大塚相馬	小坏	18c後~19c前	-	(24)	-	白濁釉	今回実測	
7	I-336	陶器		KS-1145掘方	大塚相馬	小坏	18c前~19c前	-	30	-	白濁釉		
8	I-278	陶器			備前	大甕	17c	(813)	-	-	内外塗土		12-1
9	I-335	陶器		表探	備前	大甕	17c	-	-	-			12-2
10	I-227	陶器		攪乱	備前	大甕	17c前	-	-	-	内外塗土	今回実測	12-3
11	I-308	陶器		KS-1076埋土	備前	大甕	17c	-	-	-			12-4
12	I-163	陶器			備前	大甕	17c	-	(425)	-	内外塗土	底部窯道具痕あり	12-5
13	I-358	陶器			備前	甕	17c代	(348)	-	-	内外塗土	今回実測	12-6
14	I-230	陶器		KS-716掘方	備前	徳利	17c末~18c初	-	-	-	糸目 塗土	今回実測	12-7

図中番号	登録番号	種類	遺構・層位	法量(mm)	備考
1	L-137	栓	KS-746埋土	全長138 最大径21	酒樽用の栓か
2	L-133	栓	KS-746埋土	全長69 最大径27	面取りあり 組掛け用の切込みか
3	L-135	栓	KS-746埋土	全長93 幅29 厚さ27	1箇所穴がある 上が斜めになる
4	K-138	栓	KS-746埋土	全長75 最大径37	
5	L-134	栓	KS-746埋土	全長63 最大径28	柿渋(茶色)塗り 表面の摩耗、剥落が著しい 上端面取り
6	L-136	栓	KS-746埋土	全長46 最大径40	柿渋(黒色)が帯状に分布
7	L-139	クサビ	KS-746埋土	全長120 幅45 厚さ29	孔径5×6 側面中央に穴3つ(貫通穴2つ)
8	L-129	把手	KS-746埋土	全長24 幅272 厚さ14	樽か桶の把手 板目材
9	L-115	蓋(樽)	KS-746埋土	全長207 幅213 厚さ18 直径(208) 孔直径32	木釘2つ 縁辺上部面取り(斗形) 蓋2枚組 2枚の板はいずれも板目材
10	L-128	桶	KS-746埋土	全長(94) 幅62 厚さ14	桶の角材 把手納穴あり 下部欠損 面取り
11	L-117	蓋(樽)	KS-746埋土	全長(348) 幅96 厚さ23 径(420) 孔直径35	板目材 部材2枚以上 穴の直径35 木釘1つ 木釘孔1つ 面取り断面形斗形 表面(内側)か 黒色塗料(柿渋か、光沢なし)
12	L-118	蓋(大桶)	KS-746埋土	全長(394) 幅(118) 厚さ14 直径約215cm	釘穴1つ 柱目材 5尺あるいは6尺桶か 大型桶蓋材 切込み加工あり 片面黒色柿渋塗
13	L-119	蓋(大桶)	KS-746埋土	直径469 幅(104) 厚さ22 孔直径24	円孔あり 両側面取り 釘穴7つ 断面算盤玉状 蓋の底板か

4) 文献史料から見た造酒屋敷

1) 造酒屋敷の成立と役割について

- 造酒屋敷が現在の場所（巽門西側の曲輪）にあったことを示すのは、『寛文絵図』から寛文4年（1664）である。門脇の軍事的に重要な場所に重臣ではない職人を居住させる事が出来た人物は限られる。寛文4年段階は、四代藩主綱村は幼少で、また、三代藩主綱宗も短期間で退位したため、このような重要な決定を下したとは考え難い。よって、少なくとも二代藩主忠宗の時代には造酒屋敷が成立していたと考えられる。
- 榎森氏を仙台に招聘したと考えられる文書に、「茂庭石見守綱元宛書状」があり、内容から慶長12年（1607）か慶長15年（1610）と推定される。この文書から、場所は定かではないが、慶長期に政宗が酒職人を仙台に招き、屋敷や道具、人足を支給していることがわかる。また、内容が「榎森与左衛門書上」と一致する。
- 史料から、主に政宗期には、榎森氏が製造した酒が御用酒として贈答品に用いられたことがわかる。送り先は親族や藩内の寺社であり、あくまでも藩内で消費するためのものであったことがわかる。

表 2 政宗関係文書一覧（トーン記載項目は仙台市文化財報告書第 485 集『仙台城跡 15』に翻刻文を掲載）

No.	西暦	和暦	月日	資料名	差出	宛先	内容	所蔵元	引用元	備考
1	1607カ	慶長12年カ	9月11日	「茂庭石見守綱元宛書状」	伊達政宗	茂庭綱元	わかさぶさけつくりたし候、さためてさしおき候所候ましく候、(中略)りもん二八屋敷をいつかたにもいたし、かの屋しきに此度のさけつくり、必々可相置候、奉前之ぞうきにてくらをもつくらせ、たうぐまでぞうきを入、こしらへ候間、	個人所蔵	『政宗2』	巻頭図版2に写真掲載
2	1601～1618	慶長6年から元和4年	不詳	「某宿消息 (榎森又右工門宛カ)」	伊達政宗	榎森又右衛門	人をよくはらい心安うえの丸衆しやうはんにめしよせ可敷候、	榎森文書	『政宗4』	「上の丸」の記載あり。
3	1616	元和2年	1月1日	「諸白屋又五郎宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	巻人分 一月二御しゆ巻斗五升つゝ御わたし候へく候、	榎森文書	『政宗4』	又右衛門の使い「九郎さえもん」宛
4	1616	元和2年	10月14日	「諸白屋又五郎宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	酒巻斗五升つゝ、毎月、富内因幡所へ可相渡候、但、喝喰丸つかい用也、仍如件、	榎森文書	『政宗4』	
5	1619	元和5年	3月9日	「諸白屋又五郎宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	上之丸之御酒、巻月付は、巻斗五升つゝ御上候へく候、	榎森文書	『政宗4』	又右衛門の使い「文右衛門」宛
6	1619	元和5年	6月1日	「馬場藏人主殿式・遊功助左衛門一撰宛黒印状」	伊達政宗	馬場綱成 渡辺一編	米三百石諸白屋又五郎二可相渡候、但、来年之御酒共当年ノ支度之為二候、	榎森文書	『政宗3』補遺	
7	1623	元和9年	3月7日	「諸白屋又五郎宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	月なみのうけとり御しゆ 一みかわ様御やしきへ、一月二に斗四升つゝ、一糸ちせん様御やしきへ、一月二に斗五升つゝ、一糸もん様御やしきへ、一月二に斗四升つゝ、一御かつしき様御やしきへ、一月二に斗四升つゝ	榎森文書	『政宗4』	
8	1627	寛永4年	8月21日	「榎森又右衛門宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	おきんつぼねへ赤たまろはく一日二巻斗五升つゝ相わたし候、	榎森文書	『政宗4』	阿茶局(荘殿院カ)
9	1627	寛永4年	12月15日	「榎森又右衛門宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	せんきく様へ月なみの御しゆ、一月に巻斗五升つゝ、	榎森文書	『政宗4』	
10	1633	寛永10年	6月16日	「榎森又右衛門宛黒印状」	伊達政宗	榎森又右衛門	酒三升、治部大輔奥方へ毎月可遣候	榎森文書	『政宗4』	
11	1618	元和4年	12月24日	「茂庭石見守綱元入道了庵宛書状」	伊達政宗	茂庭綱元	奈良酒中樽四ツ并大栗百相下候、一段勝、則令賞味候、遣作共候、	小野寺邦夫氏所蔵文書	『政宗4』	
12	1622	元和8年	9月3日	「石母田大膳亮宗頼ほか三名宛書状」	伊達政宗	石母田宗頼 茂庭綱元 山岡重長 茂庭良綱	御酒之義者、仙台諸白も今時分悪成候、然間 下々二被下候為候間、	茂庭文書	『政宗4』	仙台諸白(榎森)が分が悪い時頼(味が悪い)
13	1623	元和9年	2月24日	「伊達政宗書状」	伊達政宗	伊達忠宗	其方へも、爰元之諸白、大柳二ツ遣申候	東京大学史料編纂所	『家わけ』	元和8年11月に忠宗は政宗と交代で江戸藩邸へ移る(『治家記録』)その際の書状
14	1624	寛永元年	6月22日	「瑞巖寺月叟玄良宛書状」	伊達政宗	月叟玄良	仙台之諸白一樽遣候、不宣	瑞巖寺所蔵文書	『政宗3』補遺	瑞巖寺へ諸白1樽寄進
15	1628	寛永5年	8月20日	「藤堂和泉守高虎宛書状」	伊達政宗	藤堂高虎	此西様、近日南都ら参候、何も新酒にて候、一きこしめし候ハと、可添候、	大行院所蔵文書	『政宗4』	南都(奈良)の新酒を高虎に送る、榎森の御用酒以外の酒
16	1633	寛永10年	5月16日	「東昌寺虚空白円真宛書状」	伊達政宗	虚空白円真	御酒者、御手作之名酒之由、及承候、乍去是又 一樽指添申候、恐々謹言、	東昌寺文書	『政宗4』	北山東昌寺に1樽寄進

所蔵元・引用元（表中での略称の詳細）
「榎森文書」：大泉多七氏所蔵文書。通称「大泉文書」、『政宗1～4』：『仙台市史伊達政宗文書1～4』、『市史城跡』：『仙台市史特別編7城跡』、『家わけ』：『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書之二』とした。

表 3 政宗注文書による御用酒の送り先一覧

西暦	和暦	月日	送り先	容量	備考
1616	元和 2 年	1 月 1 日	記載無	1 斗 5 升	1 人分
1616	元和 2 年	10 月 14 日	伊達宗実屋敷	1 斗 6 升	毎月
1619	元和 5 年	3 月 9 日	上之丸	1 斗 5 升	1 月付
1623	元和 9 年	3 月 7 日	伊達宗泰屋敷	2 斗 4 升	毎月
			伊達宗信屋敷	2 斗 5 升	毎月
			伊達宗高屋敷	2 斗 4 升	毎月
			伊達宗実屋敷	2 斗 4 升	毎月
1627	寛永 4 年	8 月 21 日	阿茶局(荘殿院カ)	1 斗 5 升	1 日分
1627	寛永 4 年	12 月 15 日	千菊姫	1 斗 5 升	1 月分
1633	寛永 10 年	6 月 16 日	伊達宗実奥方	3 升	毎月

表 4 造酒屋敷関係文書一覧（トーン記載項目は仙台市文化財報告書第 485 集『仙台城跡 15』に翻刻文を掲載）

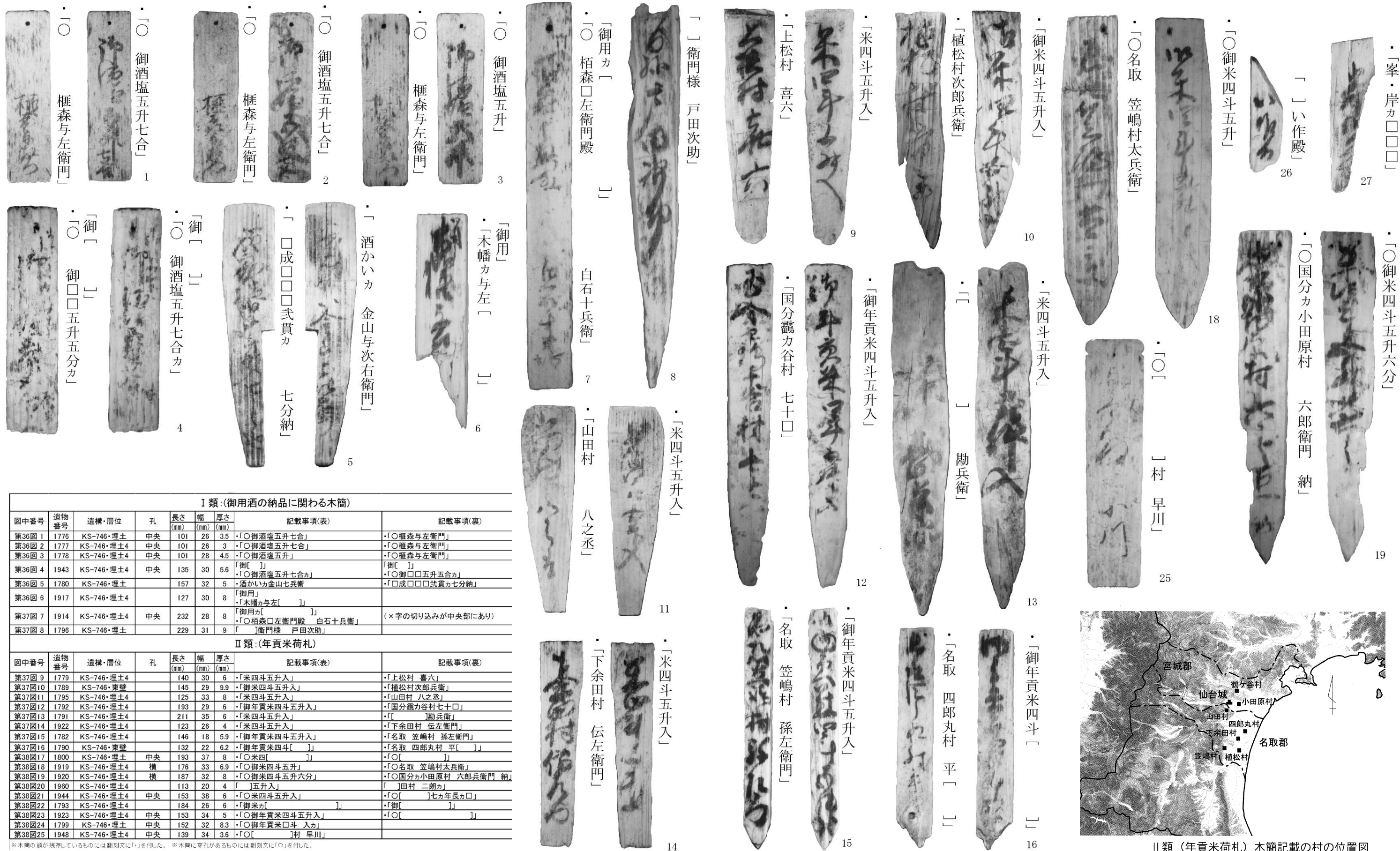
No.	西暦	和暦	月日	資料名	差出	形式	内容	所蔵元	引用元	備考
17	1665	寛文 5 年		「榎森又右衛門書状」	榎森又右衛門 (3 代目当主)	書状	御酒御米玄米百石 六斗五升 諸白上酒六五石	榎森文書	『別編』	先年は本米一石につき七斗一升ずつ、
18	1681	天和元年		「弘方」	榎森又右衛門 (3 代目当主)		地諸白 貳升五合 但御大所御用酒二入、味淋酒五合二而濃、美淋酒巻升二付諸白五升之弘	榎森文書	『別編』	
19	1681	天和元年		「榎森宛書状」	勘定所	書状	流米 巻千百六拾八本 御勘定屋書付二而笹原伍兵衛殿、庄司九伝殿を受取	榎森文書	『別編』	
20	1689	元禄 2 年	7 月	「榎森又右衛門書状」	榎森又右衛門 (3 代目当主)	書状	日光山御普請被為承口仰右二付諸役所基々不寄何儀御入はかり之儀心付候ハ可申上旨向々御呼出被仰渡候二付、	榎森文書	『別編』	酒造御入料の削減に関する文書で「定付人足三人」を一人減らす内容も記載されるとある。
21	1703	元禄 16 年	3 月 19 日	「初鏡心之手廻」	和泉 帯刀 巻岐 民部 日向		一、御酒蔵巻軒 是ハ巽御門と申所二有之事、「川内エツニ有、此御門江城千二守西也」(中略) 一、御門番家内定詰之所、寛ノ御門 道通ヨリ御米蔵之方江入口也、附、右御江続き西之方ハ御酒屋榎森成吉と云組故居所也、	仙台市博物館	『市史城』	
22	1717	享保 2 年	1 月	「勤功書」	千田理兵衛	由緒書	御本丸下御酒屋方破損共二道〔 〕所々御繕共二拙者儀	仙台市博物館	『市史城』	享保 2 年 (1717) 8 月の大雨被害で破損した、造酒屋敷の修繕作事を千田家が行う。
23	1748	寛延元年カ	9 月 25 日	「榎森与左衛門書上」	榎森与左衛門 (6 代目当主)	由緒書	(前略) 一拙者儀先祖榎森又右衛門儀苗字雲野ニ御座候所、和州浪人二而榎森と申在所二罷在候、兼日柳生但馬守様江御出入仕候所、真山様但馬守様江御参合被遊様節、奈良方酒造申者被召度由御意被遊候二付、但馬守様御取持を以慶長十三年奈良方被相下、(後略)	榎森文書	『市史 9』	榎森氏の由緒書、榎森氏及び造酒屋敷の説明に多く引用される。
24	1751	寛延 4 年	3 月 19 日	「御城中御締等之部」	千葉名太夫		一、(榎森与左衛門) 同人屋宅江 同巻人 御米蔵守二人、右ハ榎森与左衛門居宅江相入申候、与左衛門家内共二居懸ニ御座候事	仙台市博物館	『市史城』	
25	1789	寛政元年		「願口上書」	榎森市郎左衛門 (8 代目当主)	書状	御酒蔵儀者、往古方御上御普請二而被相立置候、御酒蔵御絵図ニも罷成居候御酒蔵二而、横五間二長サ拾六間之御蔵、至極之大破、	榎森文書	『別編』	
26	1800 前半	文化～天保年間		「御給仕心得之事」			御本丸并榎森上之雄子御鳥屋	仙台市博物館	『市史城』	
27	1803	享和 3 年	9 月	「榎森亀之助宛書状」	菅原屋長蔵	書状	此度御町内一統酒造方巻丁巻本二御公儀様方 被仰渡候二付、其元禄方西ノ年ノ年ノ年七月迄金三拾五切二而看板借仕居候処、	榎森文書	『別編』	享和元年 (1801)～文化 4 年 (1807) まで市中酒屋(菅原屋長蔵)が榎森の看板を借用
28	1830	文政 13	11 月 16 日	「願口上書」	榎森惣吉 (10 代目当主)	書状	此度、御町方酒蔵巻斗二巻軒つゝ被相明、余ハ被相留候二付、休酒屋敷多相出候、(中略) 連年御酒 御酒蔵ハ勿論中々自力ニ取繕兼、終二居宅之外相免何共無頼仕合、	榎森文書	『別編』	
29	1834	天保 5 年		「天保五年書ッ書」	榎森惣吉以降 (10 代目当主～)	由緒書	拙者手前家伝名酒品致之内、忍冬酒之義ハ真山様御上落之節、京町二大分御物入守持以、右又右衛門二忍冬酒造方秘方一ノ旨伝授印付、(中略) 市郎左衛門 南都流諸白酒式品仕込款上仕候処、	榎森文書	『別編』	安永 4 年 (1775) に八代市郎左衛門が自費で南都へ上り醸造法を見聞した内容も記載されるとある。
30	1857	安政 4 年	11 月	「願口上書」	榎森惣吉以降 (10 代目当主～)	書状	全幹二而職道門弟共多之儀者、南都流并伊丹造等之儀拙者家二限り候処、(中略) 文化之頃者肴町巻丁目菊地屋半兵衛、支倉町菊地屋丑蔵両処二而御免取之内、流方、売方、売方共仕候由二相見得申候、自分人足ヲ以 自分入料	榎森文書	『別編』	享保年中 (1716～35) に原料米以外の御酒蔵・居宅・御酒造諸道具・御酒造に要する紙・麻・棉染など一切「自分入料」となる内容も記載されるとある。
31	不詳	不詳		「御城番方留」			一、榎森御杉守等江幕立下され候品々之事 二、榎森并御蔵守等へ籠ノ口杉之下桑立被下置居候儀二付候	宮城県図書館	『市史城』	

所蔵元・引用元（表中での略称の詳細）

『別編』：『宮城県酒造史別編』(本文中に翻刻されている収録文書「榎森文書」)、『市史 9』：『仙台市史 9 資料編 2』、『市史城』：『仙台市史特別編 7 城跡』とした。

2) 出土木簡の評価について

- 保存処理後に赤外線カメラで撮影を行い、文字の読みを再検討（64 点の内、墨書が確認できて 1 字以上判読可能なもの 27 点のみ）した結果、21 点で文字の追加や修正があった。
- 内容からは、榎森氏が送った木簡、榎森氏宛てた木簡、年貢米の荷札木簡に分けられる。
- 木簡の内容と形体的特徴の関連は、榎森氏の御用酒納品の木簡（1～4、6）は、方形で短冊形となり、上部に孔が開けられ、角を面取りする。榎森氏に宛てた木簡（5、7）には、頭部が弧状になり、下部が先細りするもの（5）と、方形で短冊形となり、上部に孔が開けられるもの（7）がある。年貢米の荷札木簡（9～16、18、19）は、多様な形体がみられ、定形化されていないが、下端部を尖らせる点は同じである。また、「御用」と書かれる木簡（6、7）は、少なくとも頭部は方形にする可能性がある。なお、一点だけ頭部の両側面に切り込みを持つものがあり、他の木簡と用途が異なる可能性がある。
- 荷札木簡には、品目（米）と数量が記載され、反対の面に村名と人名が記載される。また、記載される村名は、いずれも仙台城周辺の地名であり、近隣の年貢米が造酒屋敷に運ばれたことが窺える。
- 出土した木簡には、一度書かれた字の上に墨書きが確認されるものがあり、再利用された可能性がある。



I 類:(御用酒の納品に関わる木簡)

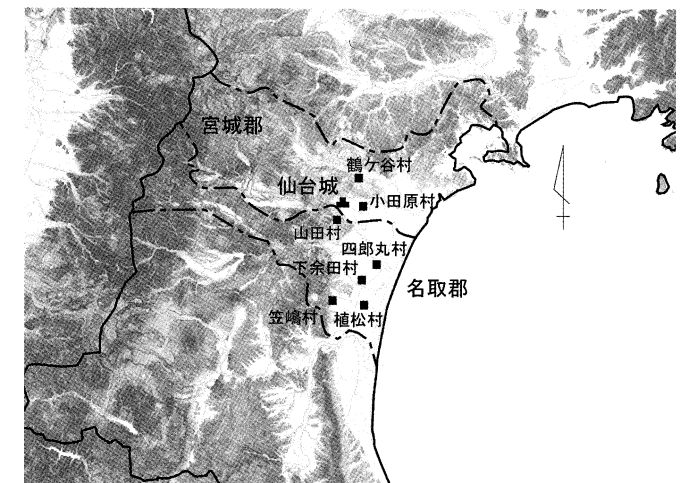
図中番号	遺物番号	遺構・層位	孔	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	記載事項(表)	記載事項(裏)
第36図1	1776	KS-746・埋土	中央	101	26	3.5	・「〇御酒塩五升七合」	・「〇榎森与左衛門」
第36図2	1777	KS-746・埋土	中央	101	26	3	・「〇御酒塩五升七合」	・「〇榎森与左衛門」
第36図3	1778	KS-746・埋土	中央	101	28	4.5	・「〇御酒塩五升」	・「〇榎森与左衛門」
第36図4	1943	KS-746・埋土	中央	135	30	5.6	「御[]」 ・「〇御酒塩五升七合カ」	・「〇御酒塩五升七合カ」 ・「〇御酒塩五升七合カ」
第36図5	1780	KS-746・埋土		157	32	5	・「酒かいカ 金山与次右衛門」	・「〇成〇〇〇式貫カ」
第36図6	1917	KS-746・埋土		127	30	8	「御用」 ・「木幡カ与左[]」	・「〇成〇〇〇式貫カ」
第37図7	1914	KS-746・埋土	中央	232	28	8	「御用カ[]」 ・「〇榎森〇左衛門殿 白石十兵衛」	(×字の切り込みが中央部にあり)
第37図8	1796	KS-746・埋土		229	31	9	「衛門様 戸田次助」	

II 類:(年貢米荷札)

図中番号	遺物番号	遺構・層位	孔	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	記載事項(表)	記載事項(裏)
第37図9	1779	KS-746・埋土		140	30	6	・「米四斗五升入」	・「上松村 喜六」
第37図10	1789	KS-746・東壁		145	29	9.9	・「御米四斗五升入」	・「榎松村次郎兵衛」
第37図11	1795	KS-746・埋土		125	33	8	・「米四斗五升入」	・「山田村 八之丞」
第37図12	1792	KS-746・埋土		193	29	6	・「御年貢米四斗五升入」	・「国分露力谷村七十〇」
第37図13	1791	KS-746・埋土		211	35	6	・「米四斗五升入」	・「勘兵衛」
第37図14	1922	KS-746・埋土		123	26	4	・「米四斗五升入」	・「下余田村 伝左衛門」
第37図15	1782	KS-746・埋土		146	18	5.9	・「御年貢米四斗五升入」	・「名取 笠嶋村 孫左衛門」
第37図16	1790	KS-746・東壁		132	22	6.2	・「御年貢米四斗[]」	・「名取 四郎丸村 平[]」
第38図17	1800	KS-746・埋土	中央	193	37	8	・「〇米四[]」	・「〇[]」
第38図18	1919	KS-746・埋土	横	176	33	6.9	・「〇御米四斗五升入」	・「〇名取 笠嶋村太兵衛」
第38図19	1920	KS-746・埋土	横	187	32	8	・「〇御米四斗五升入」	・「〇国分小田原村 六郎兵衛門 納」
第38図20	1960	KS-746・埋土		113	20	4	「五升入」	「田村 二郎カ」
第38図21	1944	KS-746・埋土	中央	153	38	6	・「〇米四斗五升入」	・「〇[]七〇年長カ〇」
第38図22	1793	KS-746・埋土		184	26	6	・「御米カ[]」	・「御[]」
第38図23	1923	KS-746・埋土	中央	153	34	5	・「〇御年貢米四斗五升入」	・「〇[]」
第38図24	1799	KS-746・埋土	中央	152	32	8.3	・「〇御年貢米四斗 入カ」	
第38図25	1948	KS-746・埋土	中央	139	34	3.6	・「〇[]村 早川」	

性格不明木簡

図中番号	遺物番号	遺構・層位	孔	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	記載事項(表)	記載事項(裏)
第38図26	1916	KS-746・埋土		66	18	3.8	「い作殿」	
第38図27	L-167	KS-1148・1		86	27	1	「峯・岸カ〇〇〇」	



II 類(年貢米荷札)木簡記載の村の位置図
 「宮城県地形図傾斜量図(国土地理院)に加筆」

図15 仙台城造酒屋敷跡出土木簡

5) 今後の課題について

1) 造酒屋敷跡の酒造関連遺構の特定と建物配置および酒造工程の復元

- ・酒造工程については、カマドが検出されているため、蒸米の工程がどこで行われたか明らかである。しかし、その他の工程については、他の酒造関連遺構が明確ではないため、敷地内のどの場所でどのような工程が行われたのか明らかにできていない。唯一、洗米の工程は、井戸跡が検出されていることから想定できるが、『伊達家史叢談』所収の「仙台城内榎森御酒屋之図」に描かれた位置とは異なるため、洗米には他の井戸が利用されていた可能性も残る。今後は、酒造関連遺構の特定と御修復帳などに描かれた建物の位置の特定をすることで、造酒屋敷跡での酒造工程を復元することが課題である。
- ・規模が確定した建物跡がなく、御修復帳などに描かれた建物の特定ができていない。御修復帳などで建物構造などがある程度判明するため、検出遺構と照合することができれば、酒造工程の復元も進むと考えられる。規模が確定し、酒造遺構が明らかになることで、造酒屋敷跡での酒造り工程を復元することが課題である。

2) 造酒屋敷跡の成立年代と成立時の遺構

- ・遺物や文献史料から、17世紀前半（可能性として慶長年間）に成立していた可能性も指摘できるが、確実な遺構は明らかにできていないため、どこまで遡るのかは不明である。さらに、17世紀前半代の遺物量は少なく、遺構に伴う出土状況でもないため、成立時期の根拠としては不十分である。造酒屋敷跡は、西側の崖面が幾度も崩落しており、成立時期の遺構や遺物が埋没している可能性があり、この点も踏まえて、成立期の遺構・遺物の調査・研究をしていくことが課題である。また、当該期の酒造関連遺構の検出も課題である。

3) 造酒屋敷跡に関連する史料について

- ・出土木簡の再検討および史料との関連を検討する必要がある。
- ・整備に向けて関連史料の収集の必要性。

4) 造酒屋敷跡の今後の整備について

- ・調査箇所が造酒屋敷跡の約 1/3 の範囲であり、残りの部分の調査を、整備との兼ね合いで、どう進めるのか課題である。また、未調査範囲に道路部分が入るため、追加調査を行う場合に支障となる。
- ・造酒屋敷跡の敷地範囲が明確ではないため、整備範囲をどうするか課題になる。屋敷地の境界については、地形などの制約により、東辺（巽門西側石垣）と西辺（崖地）は明らかであるが、北辺と南辺は明確になっていない。特に北辺は、登城路との境界であり、その解明は巽門跡から清水門跡へ至る登城路を今後整備する上でも重要な課題である。また、屋敷地への入口の場所の特定も課題である。「仙台城内榎森御酒屋之図」には、北辺と南辺に出入口と考えられる門の表現があり、屋敷地の境界を明らかにするうえで重要な施設であるため、今後進めていく登城路跡の調査と関連して解明していく必要がある。
- ・造酒屋敷跡の全国的な知名度が低く、近世や城郭研究者の認知度も低い。今後、どのように造酒屋敷跡をアピールしていくのが課題となる。

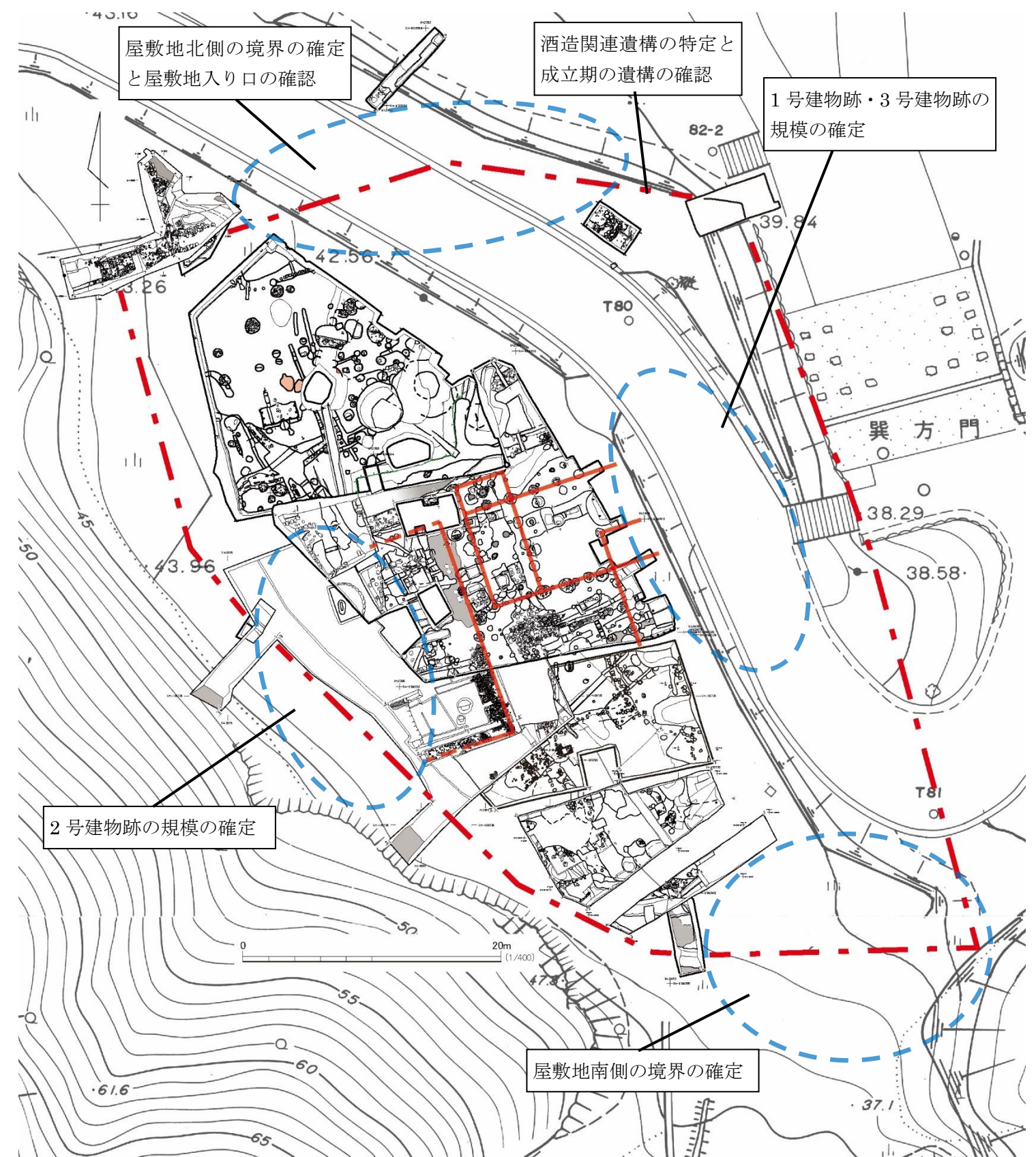


図 16 造酒屋敷跡平面図